

公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書の許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年長野県条例第1号)第2条の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号)第2条の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条の規定により大学院修学休業をしていた期間がある職員であって、次に掲げる職員の区分に応じそれぞれ次に定める期日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち、人事委員会が定める職員

ア 調整日において30歳以上45歳未満の職員 平成20年1月1日

イ 調整日において30歳に満たない職員 平成19年1月1日

(5) 前各号に掲げるもののほか、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(職員の給与に関する規則の一部改正)

2 職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。
第33条の2第2号中「、育児休業条例第14条の規定により読み替えられた任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号)第4条第2項若しくは任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第41号)第5条第3項」を削り、「附則第3項又は」を「附則第3項、」に、「の規定による」を「、一般職員給与条例附則第20項(一般職員給与条例附則第21項において準用する場合を含む。)」の規定により読み替えられた一般職員給与条例附則第19項、学校職員給与条例附則第15項(学校職員給与条例附則第16項において準用する場合を含む。)」の規定により読み替えられた学校職員給与条例附則第14項又は警察職員給与条例附則第30項(警察職員給与条例附則第31項において準用する場合を含む。)」の規定により読み替えられた警察職員給与条例附則第29項の規定による」に改める。

第38条の3中「第4条第1項」を「(平成14年長野県条例第31号)第4条第1項」に、「第5条第1項」を「(平成14年長野県条例第41号)第5条第1項」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「期間」の次に「又は期日」を加え、同項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同項第2号中「平成23年4月1日」を「平成26年4月1日」に、「43歳」を「46歳」に、「次号」を「次号及び第4号」に改め、同項第3号中「平成25年4月1日」を「平成26年4月1日」に、「29歳」を「45歳」に、「者」を「者(次号に掲げる職員を除く。)」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 平成26年4月1日以後に新たに職員となり、同日において30歳に満たない者 平成19年1月1日

人事委員会事務局

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月24日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第2号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

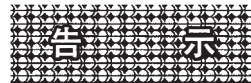
別表第1中「財団法人長野県農業開発公社」を「公益財団法人長野県農業開発公社」に改める。

別表第2中「社団法人長野県地域包括医療協議会」を「一般社団法人長野県地域包括医療協議会」に、「財団法人自治体国際化協会」を「一般財団法人自治体国際化協会」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第163号

中小企業融資規程(昭和52年長野県告示第176号)は、平成26年3月31日限り、廃止し、この告示による廃止前の中小企業融資規程の規定による貸付けに係る貸付金については、なお従前の例によります。

平成26年3月24日

長野県知事 阿 部 守 一

経営支援課

長野県告示第164号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成26年3月24日

長野県知事 阿 部 守 一

1 都市計画の種類及び名称

上田都市計画道路	3・3・1号	上田篠ノ井線
	3・3・2号	下之条吉田線
	3・3・3号	吉田富士山線
	3・3・4号	諏訪部伊勢山線
	3・4・5号	上田駅大屋線
	3・4・6号	下塩尻大屋線
	3・4・7号	上田駅川原柳線
	3・4・8号	秋和踏入線
	3・4・10号	秋和神畑線
	3・5・14号	松尾町踏入線
	3・5・16号	上堀大屋線
	3・5・17号	北天神町古吉町線

- 3・5・18号 下堀山口線
- 3・5・21号 腰越石井線
- 3・5・22号 長瀬飯沼線
- 3・5・23号 芦田大屋停車場線
- 3・6・25号 大手町下郷線
- 3・6・26号 中常田新町線
- 3・6・28号 長瀬腰越線
- 3・6・29号 鹿教湯丸子線
- 3・6・31号 別所丸子線
- 3・6・33号 大屋長瀬線

2 都市計画を定める土地の区域

3・3・1号 上田篠ノ井線

東御市和字西田、王田、丸山、月夜平、前田、上田市大屋字上月夜平、東御市和字唐沢、十代、上田市大屋字唐沢、坪ノ内、瀬沢入、トドメキ、芳田字東蚤坂、西蚤坂、太田、享和、中西原、久保田、上西原、南鬼沢、蒼久保字堰下、村上、前田、五反田、砂田、国分字鳴沢、宮ノ前、上沖、古里字宝来、膳ノ橋、松ノ木、堂前、大畑、住吉字諏訪田、鳥居町、島田、上田字日蔭田、桜林、蛇沢、東丘、中丘、天王前、馬飼免、西奥山原、中村、秋葉裏、大屋裏、中央北三丁目、上田字袴腰、和合沢、片山、常磐城字豊原、建、小路、建、仁王田、声沢、宮前、生心、横畑、宮前、梅ノ木、塚穴、柏木、寺山、亀田、大明神、堂屋敷、大蔵京、親田、大蔵京、風呂川、宮原、上塩尻字新田川原、山崎、横堰、合ノ田、丸田、鶴蒔田、石合、稗田、入浜、山根、欠口、大川原、中之島、下之条字外河原、丸粹尻、拾貳分、横田、物見塚、産川、小泉字塩田川原、駒場、大岩、駒場日影、前澤、駒場日影、前澤、中沢、影通、北澤、上半過山、影通、伊勢宮川原、矢板、影通島、精心場、茄子畑、下川原、大中島、下川原島の各一部

3・3・2号 下之条吉田線

上田市下之条字横田、一丁目、八幡田、山崎、築地字久保田、浦田、祭之神、上川原、前田、堀之内、吉田字宮脇、堀之内、三丁町の各一部

3・3・3号 吉田富士山線

上田市吉田字三丁目、曾里町、福田字下田、福田、神畑字部屋田、畔田、仲西、小島字下小島、迎田、下原、池下、本郷字中原、上原、下本郷、中本郷、五和字松原、宮原、内堀、富在家、内堀、吹上、夏堰、前沖、石原、前沖、下之郷字西沖、古安曾字三ヶ沖、酒開、三ヶ沖、西川原、宮下、石神、西山、西吉沢、東吉沢、下吉沢、鷹山、吉沢、上原、鷹山、池上、鷹山、二軒在家、宿在家、富士山字下大郷、郷土田、西水沢、水沢二、石行、馬場、ニツ木峠ノ二、上ニツ木、二度山、三山、上ニツ木、童子原、ハツ沢、窪峠、ニツ木峠ノ二の各一部

3・3・4号 諏訪部伊勢山線

上田市常磐城三丁目、常磐城二丁目、常磐城一丁目、中央西一丁目、中央四丁目、中央三丁目、中央五丁目、中央東、古里字前城、紋蔵、住吉字幅田、諏訪田、鳥居町、道前、横田、道前、笹田、横山、上野字沢跨、町田、樋之沢、樋之口、姥懐、丸山、堀越の各一部

3・4・5号 上田駅大星線

上田市天神一丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央北二丁目、中央北一丁目、中央北三丁目、上田字雁堀、大星前、大星東、大星裏、秋葉裏の各一部

3・4・6号 下塩尻大屋線

上田市下塩尻字岩鼻、殿海道、中ノ島、大道添、長田、五反田、荒川、高川原、古屋敷、山根、上塩尻字辰ノ口、越川、阿くさい、廣見、六反田、合ノ田、横堰、山崎、秋和字立石、小福沢、姥石、霧原、阿能虫、柳内、町裏、常磐城四丁目、常磐城二丁目、常

城五丁目、常磐城一丁目、中央西一丁目、中央西二丁目、中央四丁目、中央北二丁目、中央五丁目、中央北一丁目、中央東、中央六丁目、材木町一丁目、材木町二丁目、常田三丁目、常入一丁目、踏入二丁目、踏入字万所、国分字堂西、道場、屋敷、仁王堂、浦沖、松原、久保、岩下字加賀川原、蒼久保字下川原、太田、岩下字天王、蒼久保字村西、岩下字中田、坂下、岩谷堂、中島、割余、大屋字イナゴ坂、三反田、幅、扇田、幅、扇田、梨ノ木、唐沢、鍵田、下月夜平、上月夜平、東御市和字丸山の各一部

3・4・7号 上田駅川原柳線

上田市常田一丁目、天神一丁目、常田二丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央六丁目、中央五丁目、中央東、上田字西丘、馬飼免、中丘の各一部

3・4・8号 秋和踏入線

上田市秋和字姥石、小福沢、立石、柿ノ木、枇杷田、雪車田、金具田、柿ノ木、吉田、五里堂、宿在家、常磐城字魔除、裏町、越上り、常磐城三丁目、常磐城二丁目、常磐城一丁目、天神二丁目、天神一丁目、中央一丁目、常田一丁目の各一部

3・4・10号 秋和神畑線

上田市常磐城字柏木、秋和字寺山、中之町、石ノ町、後田、町裏、常磐城四丁目、常磐城三丁目、常磐城字下屋敷、常磐城三丁目、常磐城字落合、古屋敷、中之条字古舟渡、郷戸、日尻町、宮浦、東光、宮方、柳原、中前田、下前田、大長田、破々下、上田原字一ノ口、中之条字姥懐、上田原字一ノ口、相染原、八千原、刈原、黄金原、中原、葭原、平原、島原、南原、神畑字原田、大道上、大道下、中尾先、惣明、狐池、産川、下之郷字産川、羅臼、中迎の各一部

3・5・14号 松尾町踏入線

上田市中央一丁目、常田二丁目、踏入二丁目の各一部

3・5・16号 上堀大屋線

上田市国分一丁目、西沖、国分一丁目、国分字西沖、古屋敷、堀東沖、前田、加賀川、加賀川原、岩下字天王、往還端、細田、中田、坂下、岩谷堂、東川原欠下、岩谷堂、東川原五番通、東川原三番通、東川原二番通、東川原一番通、大屋字久保田、外河原、古屋敷、南遠河原、中村、堂ノ上、新町、南遠河原、北遠河原の各一部

3・5・17号 北天神町古吉町線

上田市天神二丁目、天神一丁目、天神四丁目、天神三丁目、御所字城下河原、赤岩、糠田、諏訪形字新井、御所字糠田、稗田、諏訪形字中村、西海道、御所字横堰、上辻、中満丁、下満丁、中之条字女夫池、鉄砲、姥懐、上田原字一ノ口、二ノ口、鴨池、大越、屋鋪田、古町、赤口、和合、上坊住、地久、三兵、地久、神畑字宮下、三反田、大田、新地河原、吉田字三丁目、曾里町、福田字下田、浦田、新屋、吉田字扇田、古池下の各一部

3・5・18号 下堀山口線

上田市国分字西沖、古屋敷、西沖、小牧字太田切、松ノ木、四ツ家、四原石、上河原、山下、中川原、裏田、本麦田、諏訪形字上道又木、下道又木、荒神前、雲雀、小森、堂村、辻田、南田中、北田中、北中田、新井、御所字糠田、石田、稗田、木ノ下、中之条字東町、古舟渡、西町、宮方、東光、浅倉、金敷田、六工、三反田、的場、上ヶ口、油田、大西、八反田、下之条字諏訪田、池田、立石、大門田、中坊、若宮、勝屋敷、一丁目、本組、久根下、一丁目、八幡田、産川、小泉字中川原、塩野、塩田川原の各一部

3・5・21号 腰越石井線

上田市腰越字花ヶ石、下川原、上丸子字川原、棒田、斉藤屋敷、中丸子字鶴巻田、赤淵、胡桃坂、西沖、六反田、丹波屋敷、清水田、大耽、小耽、下丸子字西川、川原、長瀬字上河原、押出し、亀田、前田、屋敷、上屋敷、笈田、棗田、宮下、宇遠坂、八反田、

山根、石原田、三角、杭下、東屋敷、井戸尻、逸見、水押、宮下、塩川字稲羽、荅丁田、川原田、上川原、繭掛、小金久保の各一部
 3・5・22号 長瀬飯沼線
 上田市長瀬字藁田、宮下、水口、中屋敷の各一部
 3・5・23号 芦田大屋停車場線
 上田市塩川字西村、上川原、川原田、東村、前田、東村、前田、井戸下、北原、西原の各一部
 3・6・25号 大手町下郷線
 上田市大手一丁目、大手二丁目、中央二丁目、常田二丁目、常田三丁目、材木町一丁目、常田三丁目、材木町二丁目、古里字向田、英、堂前、富士見台、篠井原、竹代、久保、広野、河原、曾利町、殿城字上の久保、神林、長沢、神明川原の各一部
 3・6・26号 中常田新町線
 上田市常田二丁目、常田三丁目、常入一丁目、材木町二丁目、常入一丁目、古里字膳ノ橋、常入一丁目、古里字膳ノ橋、宝来、諏訪町、社宮司、上川原、蒼久保字一丁田、中村、芳田字下長峰、南鬼沢、高蒼、新町の各一部
 3・6・28号 長瀬腰越線
 上田市長瀬字八反田、下屋敷、中屋敷、押出し、上河原、下丸子字東川、中丸子字小耽、洲崎、丹波屋敷、隅田、六反田、開戸、社口、沢田、石原田、四反田、上丸子字中の道、沢田、大塚、海戸、久保平、せうぶ沢、大塚、せうぶ沢、砂田、三反田、恵畑、横沢、腰越字下川原、花ヶ石の各一部
 3・6・29号 鹿教湯丸子線
 上田市上丸子字海戸、川原の各一部
 3・6・31号 別所丸子線
 上田市中丸子字社口、石原田、赤淵、胡桃坂、上河原、中河原、神明川原、河原の各一部
 3・6・33号 大屋長瀬線
 上田市塩川字小金久保、繭掛、西村、上川原、長瀬字宮下、下河原、河原、さいかち、阿ら堰、下屋敷、町尻、中屋敷の各一部

3 縦覧場所
 長野県建設部都市計画課、長野県上田建設事務所、上田市役所

都市計画課

長野県告示第165号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成26年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
上田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
上田都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び上田市役所

都市計画課

長野県告示第166号

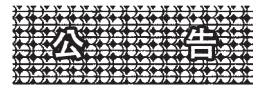
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成26年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
東御都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
東御都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び東御市役所

都市計画課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
長野県広報誌配布業務
 - (2) 役務の特質
長野県広報誌の県内全世帯への配布（年2回）（詳細は、入札説明書及び仕様書によります。）
 - (3) 履行期間
契約締結の日から平成27年3月31日まで
 - (4) 入札方法
広報誌1部当たりの配布金額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。